

鶴川ブルファイトサッカークラブ

団 則

鶴川ブルファイトサッカークラブ団則

第1章 総則

1. 本団は、鶴川ブルファイトサッカークラブ（通称ブルファイト）と称する。
（以下団と略す）
2. 本団は、事務局を鶴川地区に置く。

第2章 目的

1. 本団は、スポーツ教育の延長として、サッカー競技、野外活動を通じて、少年の健全にしてたくましい心身の育成、及び競技基礎レベルの向上を図る事を目的とする。

第3章 活動

本団は、第2章の目的を達成するために次の活動を行う。

1. スポーツ少年活動の普及、振興
2. 少年サッカー競技のレベル向上のため、定期練習の実施
3. 公式・対外親善試合の実施、参加
4. 夏季合宿、野外活動の実施
5. その他、役員会（後述）で決められた必要と思われる活動

第4章 組織

本団は、団員・保護者会・コーチをもって組織される。

保護者会・コーチをもって総会を組織する。

1. 本団は、保護者の責任により申し込まれた小学生を団員とする。
2. コーチは、団員の活動を助け、サッカー競技のレベルアップを図り、練習方法、試合方法を話し合う。
3. 保護者会は、団員の父母で組織し、団員・コーチの活動を助ける。
4. 保護者会は、役員を選任する。

第5章 役員

1. 理事は、保護者会で選出決定し、総会にて承認を得る。
2. 保護者会より執行部6名（書記、会計を含む）を役員として選出し、総会にて承認を得る。
3. 会計監査は、前年度の会計が行う。
4. 役員を継続できない時、役員会の承認を得、しかる後速やかに総会を開き、認を得て後任を決定する。
5. コーチの入団は、役員会で決定し、保護者会に報告する。
6. 理事、役員は、3月31日をもって任期満了とする。

第6章 運営

1. コーチ、及び保護者会の役員は、本団則を尊重し、会務を執行する。
2. 総会は、毎年4月に開催し、次の事項を行う。
3. 団員の確認、活動報告、決算報告、及び予算の承認、理事・役員・コーチの承認、その他の必要事項。
4. 臨時総会は、必要に応じ役員会が招集する。
5. 臨時役員会は、必要に応じ招集する。
6. 運営費は、団費よりまかなわれ、団費は役員会で決め、総会において承認される。
7. 運営予算は、役員会で決め総会に報告する。
8. その他の運営費に関しては、役員会で討議を行い決定する。
9. 役員会は、入団員に団則を配布する。
10. 総会は、保護者(家庭数)の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第7章 事故

1. 団の活動中の事故については、団員の保護者が直接責任を負う。
2. 送迎時（自動車・その他の交通機関）の事故についても、本団及び引率者は、一切責任を負わない。

第8章 細則

1. 団則の改正・補充は、総会において、過半数の賛同をもって行うことができる。

2. 事務局は、原則として代表（執行部内で1名担当を決める）宅とする。
3. 練習日及び時間は、原則として次の通りとする。
第1土・日、第2土、第3土 9:00～17:00
第2日、第3日、第4土・日、第5土・日 13:00～17:00
4. 練習場は、鶴川第二小学校または鶴川第三小学校校庭、その他必要に応じて諸施設
5. 休団・退団は、役員に届け出なければならない。
6. 保護者会は、団員の活動に必要と思われる時は、コーチ・役員会の依頼により、送迎に協力する。
7. 保護者会は、練習・試合・その他の行事において、団員の活動を助けるため当番にあたる。

（当番割り振りは役員一任）

8. 保護者会は、団員・コーチの連絡網を作り、必要事項を相互に連絡する。
9. 入団時期は、随時認める。
10. 退団及び休団の手続きは書面にて役員に届け出をする。
休団者の団費は¥500/月を徴収する。休団者が休団費¥500/月を3ヶ月未納した場合は退団とする。ただし、1年以内の再入団については保険料のみ再徴収。
11. コーチ資格及び審判資格を取得または更新する場合、その費用は団で負担する。
12. 新入団員の入団月の団費は、入団申込書を提出した日から申し受ける。
計算方法 （1ヶ月あたりの団費÷8回）×練習回数
13. 退団後、1年以内に再入団する場合は、入団金は徴収しない。
14. 団費滞納について
 - ・ 団費滞納が、滞納開始月を含め2回目（4ヵ月分）の団費支払月の月末日を経過した該当者には、督促状を送付する。
 - ・ 督促後、次回団費支払月（3回目・6ヵ月分）に滞納分を含め未納の場合は、再度督促状を送付する。
 - ・ 2度目の督促後（6ヵ月分）に到来する団費支払月（4回目・8ヵ月分）に全額納付して頂けない場合は、退団とする。

附則

- 1) この団則は、平成4年7月19日をもって施行する。
- 2) 平成6年1月15日に一部改正
- 3) 平成8年4月1日に一部改正
- 4) 平成14年4月27日に一部改正
- 5) 平成17年4月10日に一部改正
- 6) 平成18年4月23日に一部改正
- 7) 平成19年4月15日に一部改正

- 8) 平成21年4月25日に一部改正
- 9) 平成25年4月28日に一部改正
- 10) 平成27年4月25日に一部改正
- 11) 平成28年4月23日に一部改正
- 12) 平成29年4月21日に一部改正
- 13) 平成31年4月21日に一部改正